

### 3. 廃棄物処理施設解体撤去に伴う設計

#### 概要

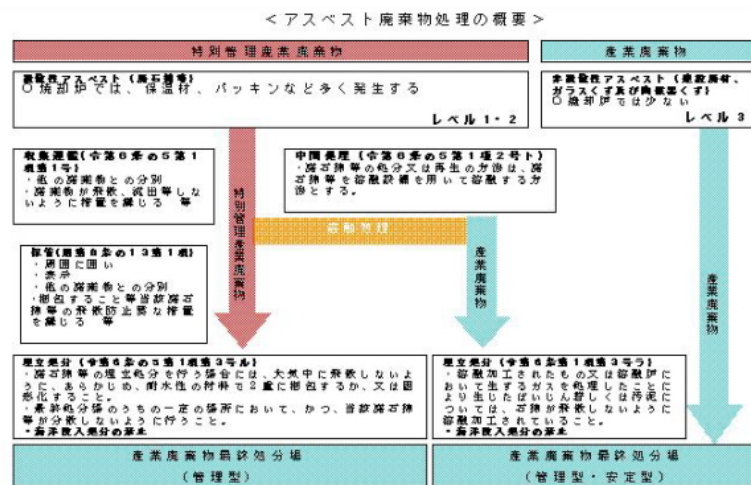
平成13年4月の「改正労働安全衛生規則」により汚泥焼却施設における業務における暴露防止対策の義務および平成14年12月「ダイオキシン類特別処理法」による規制の強化で排出基準を満たさない焼却炉は改造・撤去する必要が生じ、廃棄物処理施設の適正な解体撤去を行うことが必要となっています。一方、アスベスト被害防止の法律も制定されており、適正な処理が必要となっています。

#### 業務実施のメリットや効果

- ① 確実な法令の遵守を行うことができます。
- ② 事前評価を行うことにより、適正な工事費を見積もることができます。

OECは、廃棄物処理施設の統廃合、老朽化などに伴う施設の閉鎖、ダイオキシン規制強化に伴う基準不適合な廃棄物焼却施設の解体まで、事前分析調査、財産処分申請、解体工事基本計画、補助金申請、発注仕様書の作成、施工監理等の業務を支援します。

#### アスベスト廃棄物処理



解体工事の手順（参考）

手順 No.	作業項目	作業内容等	作業の主体		
			市	コンサル	工事業 者
1	焼却施設の廃止 届け	設置時、または変更時の届出に対応し た各種廃止届け	○		
2	情報管理	ダイオキシン類濃度等の既存データの 確認	○	△	
3	発注作業業務 (1)	対象設備の範囲 対象設備周辺調査 ダイオキシン類濃度の測定・確認 解体工事中のばく露対策案作成	○ △ ○ △	△ ○ △ ○	
4	労働基準監督署 事前協議	解体作業管理区域、解体工法、養生 等の事前協議	○	△	
5	工法、保護具等 の選定	解体工法、保護具等の選定	△	○	
6	発注作業業務 (2)	解体工事撤去図作成 解体工事積算 解体工事見積もり 解体工事仕様書作成 解体工事設計書作成	△ △ ○ △ ○	○ ○ △ ○ △	
7	財産処分承認申 請書等の作成・提 出	施設名、所在地、処理能力、実績報告 評価額、現況写真等を記載	○	△	
8	財産処分承認申 請書等の承認通 知				
9	解体工事入札	入札方法	○		
10	解体事業者決定		○		
11	安全管理体制の 確立	初回会議で確認	○		○
12	作業計画書立案		△		○
13	解体作業計画書 の提出	作業開始の14日前までに労働基準監 督署の届出	△		○
14	解体作業	事前作業 養生・足場 付着物除去 解体・撤去 作業期間中のダイオキシン類濃度測 定 廃棄物の分別 廃棄物の運搬・処理・処分 片付け・清掃 周辺環境調査	△ △ △ △ △ △ △ △ △		○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
15	工事完了				
16	財産処分完了報 告		○		

○：主体 △：補助

(出典：OEC 平成18年度高松浄化センター汚泥焼却施設外1施設解体設計業務委託より)

廃棄物焼却炉の解体に関する補助制度

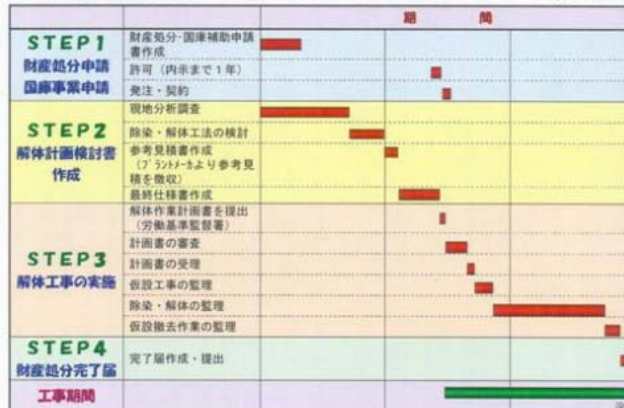
# 廃棄物焼却炉の 解体工事の進め方

(国庫補助事業のしくみ)

- ◎ 解体工事は解体後の跡地の全部又は一部の利用(※)を計画することで国庫補助対象事業となります。  
(※) ストックヤードや小規模なリサイクルタウンへの活用が可能です。
- ◎ 解体工事費と跡地利用事業費の合計額(国庫補助基本額)に対して補助率を掛けた額が交付されます。
- ◎ 補助率は、ダイオキシン類測定額の1/3。解体工事+跡地利用工事費の1/4(公害防止計画策定地域は1/2)となります。
- ◎ 解体工事費が跡地利用施設整備に必要な費用を上回る場合においても、合計金額が国庫補助事業の対象となります。
- ◎ 解体対象の焼却施設が3ng/g以上のダイオキシン類に汚染されている場合は、跡地利用施設整備を解体後5年以内に着手する計画であれば国庫補助対象となります。

監修 環境省大臣官房  
廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課  
編著 (社)日本環境衛生施設工業会

## 国庫補助対象となる解体事業のスケジュール(例)



※ 解体に引続き跡地利用工事が実施される  
※ 解体後5年以内に跡地利用施設整備が実施される

## 解体事業の業務

STEP1	STEP2	STEP3	STEP4
<b>財産処分申請</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>対象施設の平面図/フローシート</li> <li>評価額・解体費対比表及び計算根拠</li> <li>施設耐用年数調査</li> <li>現況写真</li> <li>概算解体工事費</li> <li>その他</li> </ul> <b>国庫事業申請</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>新設に係る整備計画書もしくは跡地利用計画書</li> </ul>	<b>解体計画検討書作成</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>廃却対象施設各設備付着物のダイオキシン類分析調査 (10~30箇所/施設)</li> <li>施設周辺環境調査 (4~10箇所/施設)</li> <li>結果レベルに応じた保護具の選定、除染、解体方法の検討</li> <li>見積徴収用の参考見積仕様書作成(工事概算費の算出)</li> <li>プラントメーカーより参考見積徴収</li> <li>最終仕様書作成(発注用)</li> </ul>	<b>解体工事・施工監理</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>解体施工計画書</li> <li>除染工法審査</li> <li>解体工法審査</li> <li>除染状況検査</li> <li>解体状況検査</li> <li>環境調査</li> </ul>	<b>財産処分完了届提出</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>財産処分完了届</li> </ul>
<b>施設耐用年数</b> 対象施設の設置当時の建設費と定められた耐用年数から、加重耐用年数を算出する。	<b>加重平均耐用年数の算定例(目安)</b> 工事費割合：プラント70%、土建30% 耐用年数：プラント7年、土建30年 の場合 $\text{平均耐用年数} = \left[ \frac{\text{プラント工事費}}{\text{プラント工事費} + \text{土建工事費}} \right] \times \text{プラント耐用年数} + \left[ \frac{\text{土建工事費}}{\text{プラント工事費} + \text{土建工事費}} \right] \times \text{土建耐用年数}$ $= 70\% \times 7年 + 30\% \times 30年 = 13.9年$ 14年以上の程で補助金が適正に使われたとの判断となり、新規、更新時期を考えるとになる。		

## 廃棄物焼却炉の解体に関する補助制度

### 国庫補助

- I. 解体工事費+跡地利用施設整備費の1/4(公防計画区域は1/2等)  
(跡地利用施設整備を含めた補助金制度)
- II. ダイオキシン測定費の1/3  
(測定費の合計が300万円以上である事が条件。平成16年度限りの措置)

### I. 廃棄物焼却炉の解体に関する補助制度

跡地計画ありの場合	国庫補助事業																									
<table border="1"> <tr> <td>一般廃棄物事業費</td> <td>財源</td> <td>一般財源</td> <td>国庫補助</td> </tr> <tr> <td>75%</td> <td>対照額</td> <td>対照額</td> <td>1/4</td> </tr> <tr> <td colspan="4">元利償還金の50%を交付税措置</td> </tr> <tr> <td>90% (国債)</td> <td>3/4</td> <td>補助率</td> <td>1/4</td> </tr> </table> <p>&lt;例&gt; 事業費が2億円の場合</p> <table border="1"> <tr> <td>総債</td> <td>一般財源</td> <td>国庫補助</td> </tr> <tr> <td>135,000千円</td> <td>16,000千円</td> <td>60,000千円</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(元利償還金の50%を交付税措置)</td> </tr> </table>	一般廃棄物事業費	財源	一般財源	国庫補助	75%	対照額	対照額	1/4	元利償還金の50%を交付税措置				90% (国債)	3/4	補助率	1/4	総債	一般財源	国庫補助	135,000千円	16,000千円	60,000千円	(元利償還金の50%を交付税措置)			解体工事費+跡地利用施設整備費=国庫補助事業 <b>跡地計画の要件</b> 要件：解体と跡地計画を一体として行う施設整備計画の算定 (解体後施設整備を期間内に着手しない場合は不適) 解体に引き続き施設整備に着手するか、解体の翌年から5年以内に施設整備に着手する必要がある。 跡地利用施設：解体撤去後の敷地の全部又は一部を活用して整備する施設 (廃棄物処理に関わる国庫補助対象事業) 例 <ul style="list-style-type: none"> <li>リサイクルセンター</li> <li>ストックヤード</li> <li>リサイクルタウン事業</li> <li>埋立処分施設</li> </ul>
一般廃棄物事業費	財源	一般財源	国庫補助																							
75%	対照額	対照額	1/4																							
元利償還金の50%を交付税措置																										
90% (国債)	3/4	補助率	1/4																							
総債	一般財源	国庫補助																								
135,000千円	16,000千円	60,000千円																								
(元利償還金の50%を交付税措置)																										
跡地計画なしの場合	国庫補助事業																									
<table border="1"> <tr> <td>一般財源</td> <td>特別交付税</td> </tr> <tr> <td>70%</td> <td>30%</td> </tr> </table> <p>&lt;例&gt; 事業費が2億円の場合</p> <table border="1"> <tr> <td>一般財源</td> <td>特別交付税</td> </tr> <tr> <td>140,000千円</td> <td>60,000千円</td> </tr> </table>	一般財源	特別交付税	70%	30%	一般財源	特別交付税	140,000千円	60,000千円																		
一般財源	特別交付税																									
70%	30%																									
一般財源	特別交付税																									
140,000千円	60,000千円																									

### II. ダイオキシン類測定に関する補助制度

ダイオキシン類測定費		
特別交付税措置	一般財源	国庫補助
80%	20%	1/3
補助率 1/3		
<例> ダイオキシン分析費の合計を300万円とすると		
特別交付税	一般財源	国庫補助
1,600千円	400千円	1,000千円

# 解体工事フロー

